

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件について

1. 背景

特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。）が雇用に関して締結する契約（以下「特定技能雇用契約」という。）の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第3項の規定に基づき、特定技能雇用契約一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条に掲げる基準に適合することとされている。また、特定の産業上の分野については、上記の基準に加えて各分野を所管する関係行政機関の長が当該分野に特有の事情に鑑みて告示で追加的に適合しなければならない基準を定めており、鉄道分野については、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和6年国土交通省告示第1180号）で定めているところ。

令和6年3月の閣議決定により、鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定）について所要の変更がなされたことに伴い、当該告示の一部を改正する必要がある。

2. 概要

- (1) 特定技能における鉄道分野の駅・車両清掃区分の追加に伴い、特定技能雇用契約の相手方となる特定技能所属機関として、駅又は車両の清掃に係る事業を営む者を追加する。
- (2) 特定技能雇用契約の相手方となる特定技能所属機関の要件として、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じることを追加する。
- (3) 附則に、既に協議会構成員となっている特定技能所属機関への経過措置を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年3月31日

適 用：令和8年4月1日